

市の農業補助制度をご活用ください

市では継続的な農業経営の発展をめざし、独自に補助施策を設けて農業者を支援しています。皆さんの農業経営に、ぜひご活用ください。

【農林振興課】

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



農業および農村の振興への補助

▶県農産物産地化補助金活用促進事業

和歌山県が実施する「次世代につなぐ果樹産地づくり事業」および「野菜花き産地強化事業」を活用する農業者に対して、市が追加で補助金を交付します。

▶経営継承支援事業

国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の支援を活用できない、親元農業を継承する農業者などを支援します。

収益性の高い農業推進への補助

▶橋本市農産物等インターネット販売促進事業

オンラインショッピングモールを活用した農産物・加工品の販売にかかる手数料などに対して補助金を交付することで、農業者の販路拡大・販売促進を支援します。



▶橋本ふるさと便事業

消費者に販売した農作物・加工品にかかる送料を補助することで、農業者の販路拡大・販売促進を支援します。

農地の有効活用への補助

▶有害鳥獣被害対策事業

農地への侵入防止柵などの設置を支援することで、野生鳥獣による被害の軽減を図ります。



▶農地集積推進事業

農地中間管理事業で5年以上継続して行う農地の借用を支援して、農地集積を推進します。

▶農作業用道路整備支援事業

農作業の効率や安全性を高めるため、国や県、市による他の事業を活用できない農作業用道路（進入路を含む）の新設や修繕を支援します。

▶農業用水路補修支援事業

国や県、市による他の事業を活用できない農業用水路の修繕を支援し、農業生産活動の安定化と荒廃農地の発生抑止を図ります。

担い手対策への補助

▶収入保険・果樹共済加入事業

自然災害などによる農作物の不作および不測の事故などがあった場合における農業経営の早期再建と安定を図るため、補助金を交付することで共済制度への加入を促進します。

▶農業用機械導入支援事業

地域農業の担い手となる認定農業者・認定新規就農者が農業経営の発展に必要な農業用機械の取得を支援することで、生産性の向上・農業経営の安定化を図ります。

▶農業人材獲得支援事業

仮設トイレ・休憩室の設置や空調服・防寒服の購入など、認定事業者などが行う被雇用者の労働環境の整備を支援することで、農業労働力の確保を図ります。

▶農業法人化事業

認定農業者などが新たに農業法人を設立するために要する費用を支援することで、農業者の経営強化と雇用の促進を図ります。

その他の補助

▶クビアカツヤカミキリ対策事業

樹木に甚大な被害を及ぼす特定外来生物・クビアカツヤカミキリへの防除対策に補助金を交付することで、被害を未然に防止します。



◀クビアカツヤカミキリの成虫（体長28～37mm）。ももやうめ、さくらなどの樹を食害します。

▶農業用ハウス災害復旧事業

自然災害により被害を受けた農業用ハウスの補修を支援することで、農業生産活動の速やかな再開や被災した農業者の農業経営の安定を図ります。

補助額など、詳しくは市ホームページ（右のQRコード）でご覧いただくか、下記へお問合せください。

▶問合せ 農林振興課 ☎33-6113



橋本市長期総合計画審議会 市民委員を募集します

第3次長期総合計画基本構想（令和10～19年度）の策定にあたり、審議会を設立します。まちづくりの指針と一緒に考えませんか。

【政策企画課】

11 住み続けられるまちづくりを



▶応募条件

市内在住の満18歳以上の人（国および地方公共団体の議員・職員を除く）
※オンラインでの参加も可とします。

▶委嘱期間

委嘱の日から2年以内

▶報償

会議出席1回あたり3,500円（税込み）

▶募集人数

5人程度

▶募集期限

8月14日（金）

▶申請方法

申請フォーム（右のQRコード）または右記窓口へ必要書類を持参・郵送。



▶必要書類

- 応募用紙（市ホームページで配布）
 - 作文（800字程度）
テーマ「私が橋本市で暮らし続けたい理由と、これからの市政への提案」
- ※申請フォームの場合は上記の内容を直接入力してください。

▶申請・問合せ

〒648-8585（住所記載不要）
橋本市 総合政策部 政策企画課
☎33-1576

橋本市長期総合計画 地区ワークショップを開催します

第3次橋本市長期総合計画の策定に向け、各地区の将来像を考えるワークショップを開催します。ぜひご参加ください。

【政策企画課】

11 住み続けられるまちづくりを



▶開催日程・場所

ご自身がお住まいの地区で参加してください。

地区	日程	会場
山田地区	9月5日（土） 10:00～12:00	山田地区公民館
信太地区	9月5日（土） 14:00～16:00	農業構造改善センター
学文路地区	9月6日（日） 10:00～12:00	学文路地区公民館
橋本地区	9月6日（日） 14:00～16:00	橋本地区公民館
恋野地区	9月26日（土） 10:00～12:00	恋野地区公民館
隅田地区	9月26日（土） 14:00～16:00	隅田地区公民館
高野口地区	10月3日（土） 10:00～12:00	高野口地区公民館
応其地区	10月3日（土） 13:00～15:00	高野口地区公民館
紀見地区	10月4日（日） 10:00～12:00	紀見地区公民館
紀見北地区	10月4日（日） 14:00～16:00	紀見北地区公民館

▶テーマ

地区の10年後のありたい姿を描いてみよう！

▶定員

各地区15人程度

▶申込期限

8月27日（木）

▶申込方法

申込みフォーム（右のQRコード）または下記窓口へ参加申込書（市ホームページで配布）を持参・郵送。

▶申込み・問合せ

〒648-8585（住所記載不要）
橋本市 総合政策部 政策企画課 ☎33-1576



長期総合計画とは

本市における今後10年間（第3次は令和10～19年度）の総合的かつ計画的な行政の指針となるものです。学識経験者やさまざまな団体、市民の皆さんの意見をもとに策定します。

